

板橋区大気汚染（オキシダント）に関する対策要綱

（昭和 49 年 4 月 23 日 区長決定）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、光化学スモッグから区民の健康を守り、生活環境を良好に保全するため、東京都大気汚染緊急時対策実施要綱（オキシダント）（以下「都光化学スモッグ対策要綱」という。）に定めるオキシダントに係る緊急時（以下「緊急時」という。）及び光化学スモッグ学校情報（以下「学校情報」という。）に基づき発令される情報に対し、区で実施する措置に関し必要な事項を定める。

（用語の意義）

第 2 条 この要綱において、用語の定義は次の当該各号に定めるものをいう。

(1) 緊急時

東京都より「区西部地域」又は「都全体」にオキシダントに係る緊急時の情報（光化学スモッグ予報、同注意報、同警報及び同重大緊急報）が発令されたとき。

(2) 学校情報

東京都より「区西部地域」又は「都全体」に提供される光化学スモッグ学校情報。

(3) 休日

東京都板橋区の休日を定める条例（平成元年板橋区条例第 1 号）に規定する休日をいう。

（連絡体制及び連絡方法）

第 3 条 都光化学スモッグ対策要綱に基づき東京都から「緊急時」及び「学校情報」に該当する情報提供を受けた時の連絡体制は別図のとおりとする。

2 連絡方法は、東京都環境局が発出する東京都光化学スモッグ注意報等のメール送信サービスに登録した施設に対して、自動送信により平日と休日の区別なく情報の周知を行うものとする。

（緊急時の措置及び学校情報発令時の処理）

第 4 条 緊急時における対策は次のとおりとする。

(1) 緊急時における関係部課の対策については別表のとおりとする。

(2) 健康被害状況の通報連絡が必要となった場合については次のとおりとする。

ア 区の施設が緊急時の通報を受けたときは、周知用標示板を所定の場所に掲示する。

イ 区の施設において健康被害が発生した場合、施設の管理者は光化学スモッグによる健康被害状況受理票（別紙様式）により、管轄の健康福祉センター及び部内関係課へ報告する。

なお、一般区民の健康被害については、管轄の健康福祉センターへ届け出るよう指導する。

ウ 光化学スモッグによる健康被害の報告を受けた各健康福祉センターは、健康生きがい部予防対策課へ健康被害の状況を別紙様式により報告する。

エ 健康生きがい部予防対策課は健康被害状況の取りまとめを行い、資源環境部環境政策課及び東京都福祉保健局健康安全部環境保健衛生課へ報告するとともに、板橋区医師会との連絡調

整を行う。

オ 区の施設が設置した周知用標示板については、次の事項に該当する場合に掲示をとり止める。

発令解除の通報があったとき。

当該施設の勤務時間が終了したとき。

2 学校情報が発令された際、教育委員会事務局及び子ども家庭部は児童・生徒の光化学スモッグによる被害を未然に防止するため、緊急時へ移行した場合に早急に対応できるように備えることとする。

(区民への周知)

第5条 区民への周知については次のとおりとする。

- (1) 区民への周知は、区公式ホームページ等を利用する。ただし、都と連携した周知を行うため、区民の人体の健康及び生活環境に被害をもたらすおそれのある緊急時（光化学スモッグ注意報以上の緊急時）には、早急に情報を伝えられる媒体を用いて行うものとする。
- (2) 区民に対する周知事項については次のとおりとする。
 - ア 光化学スモッグの影響により、目やのどに刺激を感じた人は、洗顔、うがいを行うこと。
 - イ 光化学スモッグの被害を受けた人は、最寄りの健康福祉センターに届け出ること。
 - ウ 学校・幼稚園・保育園及び公園等においては、屋外運動をやめ、屋内に避難しカーテンを引くこと。
 - エ できるだけ外出を避けること。
 - オ 不要不急の自動車を運行しないよう協力を求めること。
 - カ 出来るだけ自動車の使用を避け、地下鉄・電車等の公共交通を利用すること。

(委任)

第6条 この要綱に定めのない事項は、別に区長が定める。

付則

この要綱は、昭和49年4月23日から実施する。

付則

この要綱は、昭和51年4月1日から実施する。

付則

この要綱は、昭和53年4月1日から実施する。

付則

この要綱は、昭和56年4月1日から実施する。

付則

この要綱は、昭和57年4月1日から実施する。

付則

この要綱は、昭和59年4月1日から実施する。

付則

この要綱は、平成 4 年 7 月 1 日から実施する。

付則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から実施する。

付則

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から実施する。

付則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から実施する。

付則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から実施する。

付則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から実施する。

付則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。

付則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

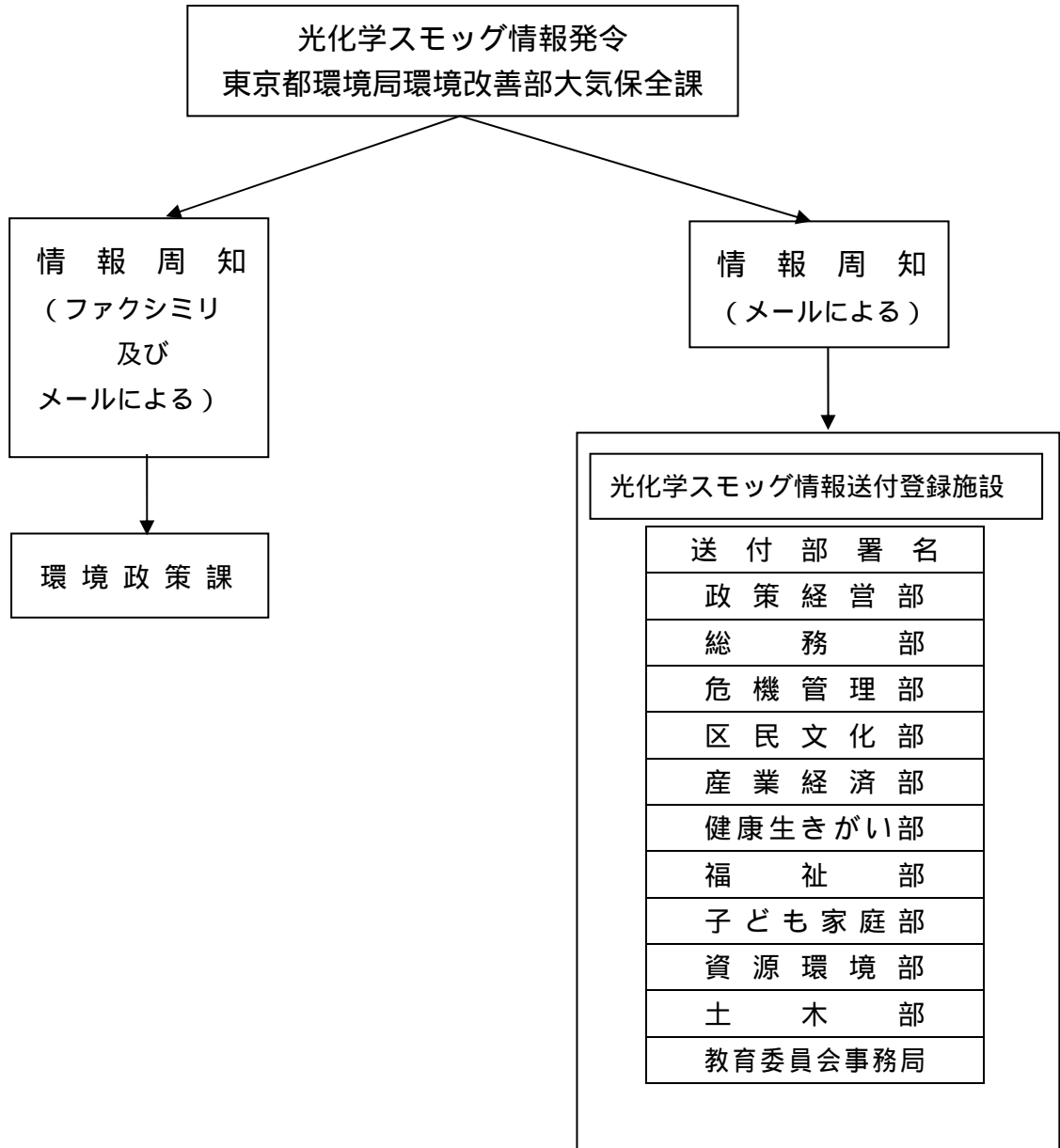
付則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

付則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

緊急時及び学校情報発令時の連絡体制



別表

緊急時の対策

関係部課	分担事務
1 資源環境部環境政策課	(1) 緊急時の通報並びに関係部課への連絡調整 (2) 区内関係行政機関との連絡 (3) 一般区民に対する周知 (4) その他の必要事項
2 健康生きがい部 各健康福祉センター	(1) 健康被害発生地での現場調査及び応急措置
3 健康生きがい部予防対策課	(1) 健康被害状況の収集取りまとめ
4 子ども家庭部子ども政策課	(1) 児童館への通達伝達並びに健康被害状況の把握
5 子ども家庭部保育サービス課	(1) 区・私立保育園への通達伝達並びに健康被害状況の把握
6 教育委員会学務課	(1) 区立小・中学校、幼稚園の健康被害状況の把握 (2) 私立幼稚園への通達伝達並びに健康被害状況の把握 (3) 教育委員会のその他の関係各課への通達伝達並びに健康被害状況の把握
7 教育委員会地域教育力推進課	(1) あいキッズへの通知伝達並びに健康被害状況の把握
8 政策経営部政策企画課	(1) 部内関係各課及びその施設への通達伝達並びに健康被害状況の把握
9 総務部総務課	
10 総務部契約管財課	
11 危機管理部防災危機管理課	
12 区民文化部地域振興課	
13 産業経済部産業振興課	
14 健康生きがい部長寿社会推進課	
15 健康生きがい部健康推進課	
16 福祉部生活支援課	
17 土木部管理課	

光化学スモッグによる健康被害状況受理票

受付日時	年 月 日 時 分	受付者		
届出者	氏名 (団体名)	()		
	被害者 との関係	本人 家族 医療機関 その他()		
	住所	〒 -		
	連絡先	- -		
被害者	氏名	(歳) 男 ・ 女		
	職業	会社員・団体職員 公務員 自営業 専業主婦 乳児・幼児 児童・生徒・学生 無職 その他()		
	住所	〒 -		
	連絡先	- -		
被害等の状況	場所	区 丁目		
	状況			
	状況等	発生日時	月 日 時 分 ごろ	
		症状	目がチカチカ・シヨボシヨボする 涙が異常に出る のどが痛む 咳が出る その他()	
医師の 治療等		無・未 有 概要()		
備考				